

● 共済給付金一覧

共済事由				共済金額 (単位:円)	添付書類 (全てコピー可)	備考
死	*会員(被共済者)	疾病	71歳未満	200,000	・死亡診断書または死体検案書 ・会員と受取人との続柄の確認できるもの(戸籍謄本) ・受取人が複数いる場合は委任状が必要です。委任者の印鑑証明も必要です。 ・その他、全労済協会が提出を求める書類 ・不慮の事故・交通事故死等は証明書が必要な場合もあります。	会員死亡の共済金を受ける順位 1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹
			71歳以上	100,000		
			不慮の事故 (年齢に関係なく)	200,000		
慰	会員(被共済者)	自然死(老衰)等		100,000	・亡くなられた方の除籍済の戸籍謄本 ・亡くなられた方と会員との続柄の確認ができるもの(戸籍謄本)	・自然死(老衰)等とは、死亡原因として老衰、誤嚥性肺炎、嚥下性肺炎をいう。
	会員(被共済者)の	*配偶者		50,000		
		子(未成年)	10,000			
金			親(養父母を含む)	10,000		
	障	*不慮の事故	労災 保険 等級	1級~2級	200,000	・医師の後遺障害診断書(労災診断書、自賠責診断書等) ・不慮の事故である証明書(関係機関の発行する証明書) ・その他、全労済協会が提出を求める書類
3級~5級				180,000~140,000		
6級~10級				120,000~40,000		
11級~14級				30,000~8,000		
害	不慮の事故以外	身体 障害 者 手 帳 等 級	1級~2級	30,000	・身体障害者手帳 ・二つ以上の障害がある場合は、重い方の等級で支給 ・同一障害の等級が上がった場合は、既に支給されている見舞金との差額を支給	[障害発生日] 身体障害者手帳の交付日 ・身体障害者手帳の交付日は、入会日以降に適用し、入会前に身体障害者手帳の交付を受けていたときは、入会后に障害等級が進行したときとします。
			3級~5級	20,000		
			6級	8,000		
金	入	連 続 し て	14日以上 30日未満	5,000	・医療機関の発行した入院期間の確認のできるもの ・関係官署の罹災証明書(現場の写真が必要な場合もあります) ・修理業者による見積書 ・その他、全労済協会が提出を求める書類	・入院から引き続いた死亡または、障害については、死亡弔慰金または障害見舞金への請求になります。 ・請求は年度内2回まで
			30日以上 60日未満	10,000		
			60日以上 90日未満	20,000		
			90日以上	30,000		
			50%以上	200,000		
*住宅 災害	火災等		30%以上50%未満	140,000	・事由が発生したら、速やかに共済会事務局に連絡してください。 ・住宅とは現に会員が居住する本拠をいい、貸間・店舗・事務所・作業所は含みません。	
			20%以上30%未満	100,000		
			20%未満	40,000		
			70%以上	60,000		
	自然 災害		20%以上70%未満	30,000		
			20%未満	6,000		
		床上浸水	12,000			
祝	結 婚			20,000	・婚姻を確認できるもの(婚姻届受理証明書、夫婦の戸籍謄本のいずれか一つ)	
	銀 婚			10,000	・婚姻を確認できるもの(夫婦の婚姻後、満25年を経過後に交付された戸籍謄本)	
	金 婚			30,000	・婚姻を確認できるもの(夫婦の婚姻後、満50年を経過後に交付された戸籍謄本)	
	成 人			10,000	・生年月日が確認できるもの	・会員本人のみ
金	出 生			20,000	・出生事項が確認できるもの(出生届出済証明、戸籍謄本等)	出生後14日以内の死亡は該当しません。
	子の就学	小学校		10,000	・生年月日が確認できるもの	
		中学校		10,000		
	永年在会(15年)			5,000	・なし	

*印の給付金については一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。品川区勤労者共済会または会員が当該保険の被保険者となり、給付金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定によります。

・共済給付金(死亡弔慰金・見舞金)は、その発生原因に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたときは、支給しない。(支給の制限)
・自然死(老衰)等とは、死亡原因として老衰、誤嚥性肺炎、嚥下性肺炎等をいう。

全労済協会 扱い